

利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 利用料を納めた後に、担当職員から該当滞在施設の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。
鍵を紛失したときは、速やかに職員にその旨を報告すること。
- (2) 火器の取り扱いに注意し、備え付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 滞在施設の使用期間が満了したときは、滞在施設を現状に復し、直ちに職員に該当滞在施設の鍵を返却すること。
- (5) その他、滞在施設の使用に関し職員の指示に従うこと。

行為の制限・注意事項

使用者は、滞在施設において、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 公序良俗に反する行為をすること。
- (2) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 動物全般の飼育をすること。
- (4) 展示会等の催しの開催、物品の販売、寄付の要請、その他これらに類する行為をすること。
- (5) 興業を行うこと。
- (6) 文書、図書、その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の布教、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
- (8) 滞在施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) 滞在施設の模様替え等をすること。
- (10) 室内で喫煙をすること。
- (11) その他滞在施設の使用にふさわしくない行為。

修繕費用の負担について

- 滞在施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とします。
- 修繕の必要が使用者の責めに帰すべき理由によって生じたときは、その費用は使用者負担とします。

特別な設備又は特殊物品の搬入について

- 滞在施設の使用に当たって、特別な設備又は特殊物品の搬入をしようとする時は、町長の許可を受けてください。

事故免責について

- 滞在施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該滞在施設内での事故及び滞在期間中に滞在施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとします。

お試し滞在施設使用開始日及び退去時について

- (1) 使用開始日は、平日午前9時より午後3時までの間にいの町役場総合政策課までお越しください。
担当職員がお試し滞在施設までご案内し、鍵をお渡します。
- (2) 退去時は、退去日の前日までに退出時刻を担当者まで連絡してください。
担当職員が滞在施設の退出時検査を行い、鍵を返却していただきます。
また、退出時にはお試し滞在施設についてのアンケート用紙の提出をお願いします。
※退出は、平日午前10時より午後4時までの間に行ってください。

お問い合わせ先

ご相談、ご不明点などございましたらお気軽にお問い合わせください。

〒781-2192

高知県吾川郡いの町1700-1 いの町総合政策課

担当：杉本・小川・岡・石本・川崎

TEL 088-893-5855

FAX 088-893-1440

MAIL iju@town.ino.lg.jp